

<p>(受理番号) 元-12</p>	<p>(受理年月日) 令和元年11月18日</p>
<p>件名 要旨</p>	<p style="text-align: center;">陳 情</p> <p>「集団ストーカー犯罪」の周知啓発等の取り組みを求めることについて</p> <p>現在、一個人に対して不特定多数の集団が、悪評・風評の流布、つきまとい、盗聴・盗撮、監視行為、プライバシーの侵害等の嫌がらせを行う「集団ストーカー」という犯罪が全国的に横行し、社会問題となっている。</p> <p>この犯罪は、企業等におけるパワハラ・リストラ、ライバルや商売敵の妨害、立ち退き、見せしめ、復讐などを目的とし、それを達成するまで執拗に対象を攻撃するため、被害者を社会的抹殺や自殺にまで追い詰めることもあり、想像以上に卑劣で凶悪な反社会的行為である。</p> <p>この犯罪に苦しんでいる被害者は、香川県はもちろんのこと、全国に数多く存在しており、互いに連携して「集団ストーカー犯罪」撲滅のため、周知啓発活動に取り組んでいるが、まだ一部のマスコミにしか取り上げられておらず、一般的な周知には至っていない。</p> <p>ついては、重大な人権侵害犯罪である「集団ストーカー犯罪」を撲滅するため、下記の項目について取り組みを行うよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「香川県迷惑行為等防止条例」の改正を次のとおり可及的速やかに行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）」とし、厳罰化すること。 ・ つきまとい行為の行為類型について、「みだりに住居付近をうろつくこと」、「名誉を害する事項を告げること」を加えること。 ・ 盗撮行為の規制について、現行条例で規定する場所以外の住居、便所、浴場、更衣室、不特定又は多数の人が入れかわり立ちかわり利用する場所・乗り物を加えること。 2 「集団ストーカー犯罪」周知啓発ポスター、パンフレット、チラシ等を作成し、行政関係機関や公共施設、学校、地域などでの掲示や配布、回覧を積極的に行うこと。 3 「集団ストーカー犯罪」を周知啓発するイベントを定期的を開催すること。 4 「集団ストーカー犯罪」による被害に関する相談窓口を設置し、香川県ホームページ等を通じて周知を行うこと。